

## 庁議（令和5年1月11日）結果について

- 1 開催日 令和5年1月11日（水）
- 2 場 所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長  
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 市民部長、建築指導課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長  
企画政策課長、企画政策課主査
- 6 付議事項

### （1）平塚市建築基準条例の一部を改正する条例（案）について

概要	建築基準法の改正により、平塚市建築基準条例別表を次のとおり改正する。 （1）建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の特例認定申請に係る手数料を追加する。 （2）建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さの特例許可申請に係る手数料を追加する。 （3）建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例許可申請に係る手数料を追加する。 （4）上記の手数料が追加されたことに伴う号ずれ。
結果	審議の結果承認された。

### （2）平塚市情報公開条例の一部を改正する条例（案）について

概要	個人情報の保護に関する法律が本市に適用になることにより、平塚市情報公開条例との整合性を図るため、一部を改正する。
結果	審議の結果承認された。

## 7 報告事項

### （1）（仮称）平塚・カウナス交流推進委員会の設立について

概要	本市は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン・事前キャンプ地としてリトアニア共和国との交流を進める中で、同国のカウナス市と友好交流の覚書を締結し、教育分野を中心とした様々な交流事業を実施してきた。 カウナス市との絆をさらに深めるために、市民主体の交流組織「（仮称）平塚・カウナス交流推進委員会」を設立し、今後の姉妹都市提携を見据えながら新たな交流について協議・検討を進めたい。 交流の柱は「教育」、「文化・スポーツ」、「経済」とし、各分野及びリトアニア共和国との交流活動経験者から選出したメンバーにより委員会を構成する。また、交流事業を実施する際には必要に応じて多様な分野の団体等と連携していきたい。 なお、設立会は令和5年1月24日（火）18時からの開催を予定している。
----	---

以上